

2 長薬発第 57 号
令和 2 年 4 月 14 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様
病院診療所部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシの周知について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシの周知について、長野県環境部長より別添のとおり通知がありました。

本通知は、感染症廃棄物の適正な処理等を更に推進するため、別添チラシが作成されました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会（部会）会員にご周知くださいますよう、よろしく願いいたします。

長野県薬剤師会 担当：保険医療課 中島・大塚・桐山 〒390-0802 松本市旭 2-10-15 TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075 E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp
--



元資号外

令和2年(2020年)3月31日

(一社)長野県医師会長
長野県歯科医師会長
(一社)長野県薬剤師会長
(公社)長野県看護協会長 様
(一社)長野県獣医師会長
(一社)長野県臨床検査技師会長
(一社)長野県助産師会長

長野県環境部資源循環推進課長

新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシの周知について(通知)

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等については、令和2年3月5日付け元資第359号で通知したところですが、今般、令和2年3月27日付けで環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から別添のとおり事務連絡がありました。

つきましては、感染性廃棄物の適正な処理等を更に推進するため、別添チラシを貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、別添チラシは、環境省のウェブサイトに掲載されておりますので、御参照ください。

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_waste.pdf

長野県環境部資源循環推進課

課長：伊東 和徳 担当：山崎 千晴

電話：026-235-7164(直通)

FAX：026-235-7259

Eメール：juncan@pref.nagano.lg.jp

事務連絡
令和2年3月27日

各都道府県・各政令市
産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシの周知について（事務連絡）

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（通知）」（令和2年3月4日付け環循適発第2003044号・環循規発第2003043号環境省環境再生・資源循環局長通知）を始めとして、適正な処理等について通知したところです。

それに加えて3月16日には、感染性廃棄物を取り扱う医療及び廃棄物処理等の現場において、新型コロナウイルスに対する不安感から、法令やマニュアル等で必要とされる以上の取扱いを求める事例等、問題となっている実態等があれば、情報提供を頂きたい旨も依頼したところです。

今般、感染性廃棄物の適正な処理等を更に推進するため、それらの現場の理解促進に資するチラシを別添のとおり作成しました。

については、貴管下廃棄物処理業者、医療関係機関等及び貴管下市町村に周知いただき、それらの現場で掲示される等によりこの内容が徹底されるようよろしく願いいたします。

また、御家庭でのマスク等の捨て方に関するチラシも作成しておりますので、必要に応じて御活用ください。

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

担当：寺井、寺西、吉田 電話番号：03-5501-3157

hairi-tekisei@env.go.jp

医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ

新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も

他の感染性廃棄物と同様に処理可能です（※）。

※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。

消毒して再利用できるもの（リネン類など）はむやみに廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう

新型コロナウイルスに感染した方・その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで問題ないと考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様の感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど通常どおり取り扱うようお願いします。

感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に梱包しましょう

感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の 鋭利なもの	②血液等の 液状または泥状のもの	③血液等が付着した ガーゼ等再利用率のないもの
耐貫通性のある堅牢な容器	漏洩しない 密閉容器	丈夫な プラ袋の二重使用 または、 堅牢な容器
		
例：プラスチック製容器		例：プラ袋（二重使用）

※ ①～③を一緒に梱包する場合は、耐貫通性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。

